

山梨県個人情報保護審議会運営要領新旧対照表（案）

新	旧
<p>(審議会に必要な資料の事前整備) 第2条 会長は、審議会の審議を円滑に行うため、審議のために必要となる資料を<u>山梨県総務部行政法務課長</u>に事前に整備させるものとする。</p>	<p>(審議会に必要な資料の事前整備) 第2条 会長は、審議会の審議を円滑に行うため、審議のために必要となる資料を<u>山梨県総務部行政経営管理課長</u>(以下「<u>行政経営管理課長</u>」という。)に事前に整備させるものとする。</p>

山梨県個人情報保護審議会傍聴要領新旧対照表（案）

新	旧
<p>(傍聴者の決定等) 第2条 傍聴定員は、会議の都度、<u>行政法務課長</u>が会議室の 収容人員等を考慮して定める。</p>	<p>(傍聴者の決定等) 第2条 傍聴定員は、会議の都度、<u>行政経営管理課長</u>が会議室の 収容人員等を考慮して定める。</p>